

第6章 児童等の定義

第6章 児童等の定義

法律の名称	呼称等	年齢区分
民法	未成年者	18 歳未満の者
	婚姻適齢	18 歳
二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律	未成年者	20 歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満 14 歳
二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律	未成年者	20 歳未満の者
学校教育法	学齢児童	満 6 歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 15 歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
労働基準法	年少者	18 歳未満の者
	児童	15 歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
児童福祉法	児童	18 歳未満の者
	乳児	1 歳未満の者
	幼児	満 1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から、満 18 歳に達するまでの者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18 歳未満の者
少年法	少年	20 歳未満の者。ただし、特定少年(18 歳以上の少年)については、保護事件の特例、刑事事件の特例、記事等の掲載の禁止の特例が定められている。
公職選挙法	子供	幼児、児童、生徒その他の年齢満 18 歳未満の者
道路交通法	児童	6 歳以上 13 歳未満の者
	幼児	6 歳未満の者
	第二種免許、大型免許を与えない者	21 歳未満の者
	中型免許を与えない者	20 歳未満の者
	準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許を与えない者	18 歳未満の者
	普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16 歳未満の者
児童扶養手当法	児童	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者又は 20 歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者

第6章 児童等の定義

法律の名称	呼称等	年齢区分
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20 歳未満の者
母子保健法	乳児	1 歳未満の者
	新生児	出生後 28 日を経過しない乳児
	幼児	満 1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者
児童手当法	児童	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童	18 歳未満の者
児童虐待の防止等に関する法律	児童	18 歳未満の者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね 18 歳以下の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18 歳未満の者
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	子ども	小学校就学の始期に達するまでの者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18 歳未満の者
子ども・子育て支援法	子ども	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
	小学校就学前子ども	子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者
こども基本法	こども	心身の発達の過程にある者

(参考)

名称	呼称等	年齢区分
こども大綱	若者	思春期、青年期(おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満まで)の者。施策によっては、ポスト青年期の者(青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40 歳未満の者)も対象
青少年雇用対策基本方針	青少年	35 歳未満の者。ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね「45 歳未満」の者についても、その対象とすることは妨げない。
こどもの権利条約	児童	18 歳未満の者
(宮城県)青少年健全育成条例	青少年	18 歳未満の者